

福祉医療制度

～医療費の自己負担を補助します～

福祉医療費助成制度は、乳幼児、ひとり親家庭の児童等、高齢身体障害者および重度心身障害(児)者の心身の健康保持と生活の安定をはかるため、医療費の保険適用分の自己負担相当額を助成する制度です。この制度にかかる費用は、秋田県と仙北市が負担するものです。

乳幼児

生まれた日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで
(例えば、7月10日で満6歳になった人は来年の3月31日まで)

母子・父子 家庭の児童

母子・父子家庭となった日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
(例えば、7月3日で満18歳になった人は来年の3月31日まで)

重度心身 障害(児)者

身体障害者手帳1～3級を持っている方又は療育手帳Aを持っている方

高齢者 身体障害者

65歳以上の身体障害者手帳4～6級を持っている方
(社会保険本人を除く)

※重度心身障害(児)者以外は所得制限があります。ただし、重度心身障害者であっても社会保険本人の場合には所得制限がありません。

※乳幼児の自己負担の補助内容は下記のとおりです。

- ①受給者が自己負担分の半額を医療機関で負担。ただし、上限は1,000円(1医療機関、1カ月ごと、総合病院は各科ごと)
- ②0歳児は医療機関での自己負担はなし。
- ③市民税所得割非課税世帯は医療機関での自己負担はなし。

◆問合せ:市民課国保年金係 TEL(43)3307

福祉医療費受給者証をお持ちのみなさんへ

～8月1日から更新されます 忘れず手続きをしてください～

現在、受給者証をお持ちの該当者には、通知します。また、未申請の方、今年度新たに該当すると思われる方は、8月1日以降に市民課へお問い合わせください。

○更新日程

7月22日(火) 西木庁舎・桧木内出張所
7月23日(水) 田沢湖庁舎・神代出張所
7月24日(木)25日(金) 角館西側庁舎

※時間はいずれも、午前9時～午後5時

◆問合せ:市民課国保年金係 TEL(43)3307